

証券コード 3661

2026年6月12日

(電子提供措置の開始日 2026年6月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

株式会社エムアップホールディングス

代表取締役 美藤 宏一郎

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://m-upholdings.co.jp/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「株主総会招集ご通知等」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3661/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「エムアップホールディングス」または「コード」に当社証券コード「3661」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月26日（金曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル1階
TKPガーデンシティ渋谷
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載して書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

また、監査等委員会及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株主総会にご出席の株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、お土産の配布は取り止めとさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

上記アドレスにアクセスいただき、本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は2026年6月26日（金曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンのインターネット等のご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな回復基調で推移いたしました。各種政策の効果や賃上げの動きを背景とした実質総雇用者所得の改善により、個人消費において持ち直しの動きがみられたほか、インバウンド需要の継続やサービス消費の拡大が引き続き景気の下支え要因となりました。

一方で、中東情勢をめぐる地政学的リスクの高まりに伴う原油価格の上昇や、それに起因する物価高の継続が、消費者心理や企業のコスト負担に及ぼす影響には十分な注意が必要な状況です。また、海外経済の動向や為替市場の変動といった外部環境の不確実性が景気の下振れリスクとして懸念されており、経済全体の動向には引き続き注視が必要です。

当社グループが属するインターネット関連市場では、通信インフラの高度化やスマートデバイスの普及を基盤としつつ、生成AIを中心とした先端技術が、単なる技術検証の段階から具体的なサービス実装や業務効率化へと加速しております。

一方で、デジタル技術の普及・定着に伴い、提供されるサービスやプラットフォームの真の価値が厳しく選別される局面を迎えておりますが、当社のような独自のIP（知的財産）を核とした強固なファンコミュニティを持つ収益モデルは、市場環境の変化に左右されにくい安定的な成長基盤として、その重要性が一層高まっております。

また、コンテンツの多言語対応やグローバル配信の定着により、国境を越えたボーダーレスなファンコミュニティの形成が一段と進んでおり、IPを軸としたファンビジネスは、デジタル基盤の進化と相まってさらなる深化を遂げております。

このように、テクノロジーの進化とユーザー行動の多様化が持続的に交錯する中で、当社を取り巻く事業環境は引き続き急速に変化しており、今後も市場動向を的確に捉えた俊敏かつ柔軟な戦略的対応力が強く求められる状況が続いております。

音楽・アーティスト関連市場については、2025年通期の音楽ソフト（オーディオレコード及び音楽ビデオ合計）の生産金額が2,157億円（前年比5.1%増）となりました（出所：一般社団法人日本レコード協会）。ストリーミングサービスの利用拡大を背景に、音楽との接点が日常化するなかで、市場全体として安定した需要が続いております。

ライブ・コンサート市場については、2025年通期の総動員数が5,999万

人（前年同期比1.0%増）となり、前年に続き過去最高を更新いたしました。市場規模（総売上額）も6,443億円（前年同期比5.3%増）とさらに拡大しており、デジタル配信を通じて音楽に触れる機会が増えたことを契機として、リアルなライブ体験への期待や熱量が一段と高まっている状況です。

また、リアルエンタテインメント領域では、ファンコミュニティ運営やデジタルグッズの活用を通じた体験価値の多様化と、IP（知的財産）を軸とした収益モデルの高度化が進展しております。今後は、こうした市場環境の変化を的確に捉え、リアルとデジタルの融合による競争力の強化が一層求められる局面を迎えております。

このような外部環境の中、当社グループでは、アーティストを中心としたエンタテインメント事業を主軸に、ファンサイト運営を基盤とした強固なファンコミュニティの構築・拡大に注力してまいりました。当連結会計年度においては、強みである継続課金型の収益基盤（リカーリングモデル）が一段と強化されたことに加え、ファンサイト、電子チケット、EC等を横断的に連携させた独自のファンプラットフォームの価値最大化を推進しております。とりわけ、動員数が過去最高水準にあるライブ・イベント市場の活況を背景に、リアルな体験とデジタルサービスをシームレスに融合させた「ファン体験の高度化」を図るべく、全社横断的な事業連携を推進してまいりました。電子チケットを軸としたエコシステムの拡充や、ライブイベントに連動したEC施策の展開など、グループ各社の機能を結集することで、ファンエンゲージメントの最大化と新たな収益機会の創出を並行して進めております。

さらに、生成AI等の先端技術の活用によるサービス開発や、多言語展開を通じた海外ファン層の取り込みにも継続して取り組んでおり、IP（知的財産）を軸とした多様かつ持続的な成長基盤の構築を図っております。

これらの取り組みにより、当連結会計年度の業績は極めて堅調に推移し、事業ポートフォリオの拡充と収益基盤のさらなる強化が着実に進められました。今後も変化の激しい市場環境において、機敏かつ柔軟な経営判断を行うとともに、自己株式の取得など資本効率の向上を意識した施策を通じ、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は31,715百万円（前連結会計年度比23.0%増）、営業利益は5,003百万円（同23.1%増）、経常利益は5,432百万円（同32.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,969百万円（同78.4%増）となりました。

期 別 部門別		第20期 (2024年3月期)		第21期 (2025年3月期)		第22期 (2026年3月期)	
		売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)
コンテンツ 事業	コンテンツ	13,867	74.7	19,349	75.1	24,565	77.5
	E C	1,648	8.9	2,488	9.7	2,707	8.5
小 計		15,515	83.5	21,838	84.7	27,272	86.0
電子チケット事業		3,028	16.3	3,921	15.2	4,399	13.9
そ の 他		30	0.2	23	0.1	43	0.1
合 計		18,574	100.0	25,782	100.0	31,715	100.0

セグメントごとの概要は、以下のとおりであります。

1) コンテンツ事業

①コンテンツ事業に係るファンクラブ・ファンサイト事業等

コンテンツセグメントにおいては、主にスマートフォン向けにファンクラブサイトの運営を中心としたデジタル会員サービスを展開しており、各種デジタルコンテンツの配信、動画サービス、アプリ提供など多様なプラットフォームを通じてファンとの継続的な接点を創出しております。

当連結会計年度におきましては、主力アーティストの安定した貢献に加え、複数の大型アーティストによる活発な活動や新規ファンクラブ開設が奏功し、有料会員数及び売上高は前連結会計年度比で大幅に増加いたしました。

利益面においては、通期全体では前連結会計年度の利益水準を維持いたしました。しかしながら、会員数が急速に拡大した特定の大型ファンコミュニティにおいて、契約形態に基づいた収益配分（ロイヤリティ）の負担が相対的に高いことから、増収幅に対する利益の寄与が限定的となりました。また、アプリ開発やインフラ整備費用の増加もあり、四半期ごとの推移において利益率は低下傾向が見られました。

これに対し、次期におきましては、会員獲得におけるポートフォリオの多角化（寄与バランスの適正化）を図るとともに、開発体制の効率化を通じたコスト抑制策を推進することで、収益性の改善及び再向上を目指してまいります。

周辺サービス領域では、アーティストとファンの親密なコミュニケーションを実現する「bubble for JAPAN」において、参画アーティストの拡充による収益化が一段と進展いたしました。また、Web3.0技術を活用したメタバース空間「FANPLANET」などを通じた次世代ファン体験の構築を継続するとともに、将来的なグローバル展開の加速を見据え、米国において現地法人を設立いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におけるコンテンツ事業に係るファンクラブ・ファンサイト事業等の売上高は24,565百万円(同27.0%増)となりました。

②コンテンツ事業に係るEC事業

EC事業におきましては、当社グループが運営するファンクラブサイト等を通じて、アーティストグッズや音楽映像商品の販売、さらにファンクラブ限定のオンラインくじ「Fanpla Chance」の提供など、多様なファン向けECサービスを展開しております。

当連結会計年度においては、取り扱うアーティストのラインナップ拡充に加え、新規オンラインストアの開設など、販売チャネルの拡大を継続いたしました。また、コンサート会場でのキャッシュレス決済や事前購入・会場受取サービスの活用が完全に定着し、ライブ動員数の回復を背景に、商品取扱高は好調に推移いたしました。

収益面におきましては、オンラインくじ「Fanpla Chance」が、収益の成長を牽引いたしました。一方で、商品構成（セールスマックス）の変化に伴い、売上高に対する利益率は低下傾向となっております。これは、手数料相当額を売上計上する（原価が発生しない）従来のグッズ受託販売に対し、「Fanpla Chance」は販売総額を売上計上しロイヤリティ等を原価として差し引く形態であるため、利益額が着実に増加する一方で、会計上の利益率は相対的に低く算出されることによるものであります。

今後も、ファンクラブ事業との連携を一層深めるとともに、データに基づいた最適な商品提案とサービス拡充を推進することで、ファンとの接点価値を高めながら、EC領域の持続的な成長を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度におけるコンテンツ事業に係るEC事業の売上高は2,707百万円(同8.8%増)となりました。

以上より、当連結会計年度におけるコンテンツ事業全体の売上高は27,272百万円(同24.9%増)となり、着実に業容を拡大しております。

一方、利益面におきましては、前述の通りコンテンツ領域における原価構成の変化等があったことから、利益の伸びは増収幅に対して限定的なものとなりました。これらの結果、当連結会計年度におけるコンテンツ事業のセグメント利益は4,515百万円(同24.2%増)となりました。

2) 電子チケット事業

電子チケット事業は、電子チケットおよび公式チケットトレードサービス、さらにそれらに付随する各種関連サービスから構成されております。

当連結会計年度におきましては、音楽ライブ市場の活況を背景に、電子チケットの発券枚数は過去最高を記録いたしました。また、公式チケットトレードにおいては、音楽領域での導入拡大に加え、注目の高い国際的なスポーツイベントや大型イベント等、非音楽領域への採

用が一段と進展したことにより、取扱枚数・取扱高ともに極めて好調に推移いたしました。これらに加え、各種手数料の改定による収益性の向上も寄与し、当セグメントの成長を力強く牽引いたしました。

安全性と公平性のさらなる向上に向けては、顔認証技術を活用した新たなリセール機能の提供や、大規模イベントにおける厳格な転売対策の実施など、安心・安全なチケット流通基盤としての優位性を一段と強固なものにしております。

周辺領域として展開するデジタルカードコレクション事業では、ラグビーをはじめとする新たなスポーツ領域への展開を継続いたしました。一方で、比較的売上規模が限定的な案件におけるカード制作コストの負担増に加え、収益配分（ロイヤリティ）比率の高いカテゴリの売上構成比が上昇したこと等により、収益性は前連結会計年度を下回る推移となりました。

なお、さらなる成長加速と経営資源の最適化を目的に、当連結会計年度において、電子チケット事業とデジタルカード事業の組織再編を実施いたしました。これに伴い、アドバイザー費用等の体制変更に関連する一時的なコストが発生いたしました。各事業における機敏かつ専門性の高い運営体制を構築いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における電子チケット事業の売上高は4,399百万円（同12.2%増）、セグメント利益は1,353百万円（同28.3%増）となりました。

3) その他事業

その他事業には、上記2つのセグメントに属さない連結子会社の収益等が計上されており、主にキャラクターグッズの企画・販売、アパレルなど、多様なエンタテインメント関連ビジネスを対象としております。

当連結会計年度におきましては、各事業が引き続き事業基盤の構築・拡大に取り組む一方で、収益化にはなお一定の時間を要する状況が続いております。こうした中、将来的な収益拡大を見据えた新規事業開発や体制整備を進めており、育成フェーズとしての取り組みを継続しております。

その結果、当連結会計年度におけるその他事業の売上高は43百万円（同88.0%増）、セグメント損失は23百万円（前連結会計年度は36百万円の損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は209百万円であり、全て全社（共通）における設備投資であります。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2023年 3 月期)	第 20 期 (2024年 3 月期)	第 21 期 (2025年 3 月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売 上 高(百万円)	15,936	18,574	25,782	31,715
経 常 利 益(百万円)	2,068	2,867	4,113	5,432
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,093	1,481	1,664	2,969
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	15.13	20.53	23.29	41.85
総 資 産(百万円)	16,442	19,549	24,667	31,617
純 資 産(百万円)	6,657	7,141	8,785	10,944
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	85.25	88.30	108.07	133.73

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2023年 3 月期)	第 20 期 (2024年 3 月期)	第 21 期 (2025年 3 月期)	第 22 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高(百万円)	153	335	421	518
営 業 収 益(百万円)	879	1,041	2,386	3,317
売上高及び営業 収 益 合 計(百万円)	1,033	1,376	2,807	3,835
経 常 利 益(百万円)	290	412	1,882	3,158
当 期 純 利 益(百万円)	271	305	1,290	2,760
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	3.75	4.24	18.06	38.91
総 資 産(百万円)	8,816	9,759	11,308	12,630
純 資 産(百万円)	5,677	4,832	5,498	7,055
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	78.51	67.19	77.1	100.50

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 2026年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社Fanplus	10百万円	100.00%	スマートフォン・携帯向けアーティストファンサイトの企画・開発・運営、ファンクラブの企画・運営
株式会社VOLZ	131百万円	55.58%	プロスポーツチームやアーティストのファンエンゲージメントを高めることを目的としたアプリや関連する各種サービスの提供ならびに運営
株式会社チケットプラス	131百万円	55.58%	電子チケット及びチケットトレード事業及びその付随サービス

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社Fanplus	東京都渋谷区渋谷	2,540百万円	12,630百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループが今後も継続的かつ安定的な成長を遂げ、収益基盤のさらなる拡大を図るためには、変化の激しいエンタテインメント業界およびインターネット市場の動向を的確に捉え、ファンの期待を超える付加価値の高いサービスを提供し続けることが重要であると認識しております。

現在、我が国経済は断続的な為替変動や資源・エネルギー価格の高騰に伴う物価上昇など、先行きへの不確実性が依然として残る状況にあります。このような経営環境のもと、当社グループは以下の重要課題に優先的に取り組んでまいります。

(a) 新規事業および最先端テクノロジーを活用したサービス開発

モバイルインフラの高度化に伴い、ファンが求めるデジタル体験は高度化・多様化しております。当社グループでは、これまでの動画・ライブ配信や専用アプリの提供に加え、AI技術やWeb3.0といった最先端テクノロジーを取り入れた新規事業の開拓とビジネスモデルの確立に注力してまいります。

また、これらの新規サービス開発にあたっては、特定の有力アーティスト等での成功事例（勝ち筋）を速やかに他の多くのアーティスト等へ水平

展開（横展開）できる体制を強化し、初期投資リスクを抑えながらグループ全体の新たな収益柱を機動的に創出してまいります。

(b) 有力アーティストやコンテンツの継続的な獲得と他社との差別化

プラットフォームとしての競争優位性を維持・拡大するためには、安定的かつ高い熱量を持つ有力アーティストや多様なジャンル（スポーツ、演劇等）の新規IPを継続的に獲得していくことが不可欠であります。

当社グループは、長年培ってきた業界内での強固なネットワークと深い信頼関係を最大限に活かし、目利き力をもった営業活動を一層強化してまいります。あわせて、活動初期や小規模のアーティスト等の層を幅広く早期に囲い込むセルフサービス型プラットフォーム「Fanpla Kit」の普及を推進し、アーティスト等の成長ステージに応じた全方位的なサポート体制を構築いたします。

なお、ファンクラブ運営等におけるコンテンツホルダーとの収益分配におきましては、会費売上から決済手数料等を控除した残額をベースとする合理的なレベニューシェアモデルを徹底し、固定的な開発費等の発生を抑制するとともに、変化に強い経営体質を維持してまいります。

(c) 国内外における顧客基盤（ファンベース）の拡大とLTVの向上

持続的な成長の源泉は、有料会員をはじめとする強固な顧客基盤の拡大にあります。国内市場における未開拓ジャンルへのアプローチを強化するとともに、アジア圏や欧米をはじめとするグローバル市場への本格的な進出を推進し、海外ファンの獲得を加速させてまいります。

さらに、獲得したファンベースに対して、ファンクラブを軸にEC（グッズやオンラインくじ等の多様な商材展開）および電子チケットサービスをワンストップで連動させ、クロスセルを徹底していくことで、会員一人当たりのエンゲージメントとLTV（顧客生涯価値）の最大化を図ってまいります。

(d) 優秀な人材の確保

当社グループの持続的な成長と競争力の源泉は人材にあります。高度化する最先端テクノロジーへの対応や、独自のサービス開発、機動的な営業活動を強力に推進するためには、専門性の高い優秀な人材の獲得が不可欠な課題であると認識しております。

このため、多様な働き方に対応した柔軟な人事制度の構築や、個々の能力を最大限に発揮できる労働環境の整備を進め、国内外からの優秀なエンジニアやプロデュース人材等の採用を強化してまいります。あわせて、社内教育体制の充実による次世代リーダーや専門人材の育成、および適切なインセンティブ設計を通じて、中長期的なエンゲージメントの向上と人材の定着を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2026年3月31日現在)

当社グループは、スマートフォン等のモバイル端末及びPC端末向けサイトの企画・制作・運営及びコンテンツの提供を主な事業としております。また、当社の事業は、「コンテンツ事業」、「電子チケット事業」及びこれら2つのセグメント調整に含まれない「その他の事業」に分類されます。

各事業における主な商品及び当社グループの位置付け等は次のとおりとなります。

(コンテンツ事業)

本セグメントは、公式ファンクラブ・ファンサイトの運営、およびファンベースを対象とした各種コンテンツの提供やグッズ販売を行う「ファンクラブ・ファンサイト事業」と「EC事業」の2つのコアサービスで構成されております。

(i) コンテンツ事業に係るファンクラブ・ファンサイト事業等

アーティスト等の公式ファンクラブ・ファンサイトを、スマートフォンやPC等のマルチデバイス向けに有料会員制のサブスクリプションモデルとして運営しております。

主要な収益源はファンである会員から支払われる月額または年額のファンクラブ会費（売上高）であり、携帯キャリアによる回収代行、主要アプリストア決済（Apple Inc.・Google LLC）、およびクレジットカード決済等を通じて回収されます。

収益および資金の流れとしては、まず会員から回収した会費売上から、これら決済に関わる各種手数料（販売費及び一般管理費）が差し引かれます。その手数料を除いた金額をベースとして、あらかじめコンテンツホルダーとの間で締結した契約（料率）に基づきレベニューシェアとして分配（売上原価）する構造となっております。

この仕組みにより、「会費回収（キャッシュイン）が先行し、決済手数料の支払いやコンテンツホルダー等への分配（キャッシュアウト）が後行する」という特有の資金サイクルを確立しており、事業拡大に伴う運転資金需要が極めて少なく、非常に効率的かつ潤沢なキャッシュ・フ

ローを生み出す構造となっております。

なお、当社グループではこれらファンクラブ・ファンサイト運営のほか、アニメやキャラクターコンテンツの配信、各種ライブ配信・VR配信サービスの提供、ならびにスマートフォンアプリ事業など、ファンの多様なニーズに応える周辺コンテンツサービスも幅広く展開しております。

(ii) コンテンツ事業に係るEC事業

ファンクラブ運営によって強固に統合された会員基盤（ファンベース）を対象に、アーティストグッズや関連商品の販売、およびデジタルコンテンツを組み合わせた各種サービスを提供しております。

・アーティストグッズ等の委託販売

取扱商品としては、CD・DVD・Blu-ray等のパッケージ商品、オンライン限定のオリジナル商品のほか、アーティスト活動の中核となるライブ・コンサート会場で販売されるオフィシャルグッズ等の通信販売を主に取り扱っております。

これらはコンテンツホルダーからの委託販売（受託販売）形式を採用しており、当社グループが自社で在庫リスクを負うことがないため、極めて安全性の高い運用が可能です。収益は販売に伴う受託手数料（マージン）のみが計上されるため、売上高に対する収益性（粗利率）が非常に高い特徴を有しております。

・オンラインくじサービス等

ファン向けの多様な購買体験を提供する商材（サービス）の1つとして、オンラインくじサービス等を展開しております。本サービスにおいては、販売総額を売上高として計上し、コンテンツホルダーやIP元へのライセンス使用料・ロイヤリティ等の発生分を原価精算する構造となっております。

(電子チケット事業)

電子チケット事業は、アーティストのライブやコンサート、プロ野球やフィギュアスケートといったスポーツイベント、レジャー施設等で使用するチケットを、スマートフォンを利用した電子チケットの形式で提供する事業であり、電子チケットのサービス利用料が当社の収益となっております。また、当事業では電子チケットの提供だけではなく、権利者に許諾を受けたチケットのトレード機能も提供していることが大きな特徴であり強

みでもあります。加えて、例えばプロ野球選手のカードコレクションアプリなど、電子チケットに付随するサービスも提供し、収益を計上しております。

(その他事業)

その他事業には、上記2つのセグメントに含まれない事業によって構成され、主に新規事業がこれに該当いたします。

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

名称	所在地
株式会社エムアップホールディングス	東京都渋谷区
株式会社Fanplus	東京都渋谷区
株式会社チケットプラス	東京都渋谷区

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
コンテンツ事業	214 (9) 名	2名減 (1名増)
電子チケット事業	116 (1) 名	19名増 (-名)
共通	29 (-) 名	2名増 (-名)
その他(子会社)	3 (-) 名	-名 (-名)
合計	362 (10) 名	19名 (1名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 192,000,000株
(注)2026年1月1日付で実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は96,000,000株増加しております。
- ② 発行済株式の総数 72,992,776株
(注)株式分割(1株を2株に分割)の実施により、発行済株式の総数は36,496,388株増加しております。
- ③ 株主数 7,847名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,213	18.8
美藤宏一郎	8,606	12.3
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	8,117	11.6
JPMorgan証券株式会社	3,267	4.7
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I S G (F E - A C)	2,176	3.1
RE FUND 107-CLIENT AC	1,500	2.1
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,134	1.6
MORGAN STANLEY&CO. LLC	978	1.4
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-KOREA INVESTMENT AND SECURITIES	970	1.4
佐藤元	941	1.3

(注) 1. 当社は、自己株式2,782千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
当社取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	当社普通株式 141,000株	2名

(注) 上記は、当社が当社役員に対して譲渡制限付報酬として当社普通株式を交付したものです。

なお、当社は、2026年1月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っており、上記の交付した株式の数は当該株式分割を考慮して記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
美藤 宏一郎	代表取締役		
藤池 季樹	取締役	管理担当	
後藤 豊	取締役		株式会社ユイミュージック 代表取締役 株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント 代表取締役社長 一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団理事長
キャスリン H. コネリー	取締役 (監査等委員・常勤)		株式会社テックスエージエンシー 代表取締役
永田 友純	取締役 (監査等委員)		株式会社ホットスタッフ・プロモーション 代表取締役 学校法人片柳学園 理事会・評議員会 理事 株式会社スマッシュ 取締役副社長
沖 一雄	取締役 (監査等委員)		東京大学生産技術研究所 特任教授 京都先端科学大学工学部 教授

- (注) 1. 取締役後藤豊は、社外取締役であります。
 2. 取締役 (監査等委員) キャスリンH. コネリー、永田友純及び沖一雄は、社外取締役であります。
 3. 取締役 (監査等委員) キャスリンH. コネリーは、長年にわたり会社経営をしていた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
 5. 当社は、取締役後藤豊、取締役 (監査等委員) キャスリンH. コネリー、永田友純及び

沖一雄の4名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 役員等賠償責任保険契約に関する事項
該当事項はありません。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
当社と当社取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下③内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決定しております。

また、当社の取締役会及び指名・報酬委員会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役以外の取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式、社外取締役については固定報酬としての基本報酬で構成されております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期及び条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬等とし、役位・職責などに応じて総合的に勘案のうえ、決定するものとしております。

3. 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期及び条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役（社外取締役を除く。）の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象となる取締役に対して、基本報酬（金銭報酬）とは別に金銭債権を支給し、当社普通株式を発行または処分いたします。対象となる取締役に付与する譲渡制限付株式の数は、役位に応じて決定するものとしております。当該譲渡制限付株式について、当社及び当社グループに在籍中は譲渡制限期間が付されます。

なお、当事業年度において、業績連動報酬の内容及び額の算定の方法の決定に関する方針は決定していないため、当事業年度における業績連動報酬等はございません。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等（譲渡制限付株式）の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等（譲渡制限付株式）の額の割合は、当社の業績及び業績への個人別貢献度、その他諸般の事情を考慮し決定いたします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役の個人別の報酬額については、指名・報酬委員会が、株主総会において決議された限度額の範囲内かつ、報酬額の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、各取締役の報酬額案を取締役会へ提示し、十分な審議を経たうえで取締役会決議により決定いたします。

6. 監査等委員である取締役の報酬等の額又その算定方法に係る決定方針

監査等委員である取締役の報酬等については、その職責に鑑み基本報酬のみとし、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によることとしており、この当該方針は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	291 (6)	153 (6)	137 (-)	3 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	8 (8)	8 (8)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	299 (14)	161 (14)	137 (-)	6 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2025年6月27日開催の第21期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、3名（うち社外取締役1名）であります。
3. なお、監査等委員でない取締役の報酬限度額とは別に、2025年6月27日開催の第21期定時株主総会において、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に、譲渡制限付株式付与のための報酬（株式報酬）として、年額300百万円以内（普通株式年36万株以内、2026年1月1日を効力発生日とする株式分割により2倍に増加しております。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は、2名であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第12期定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名であります。
5. 当事業年度末日現在の員数は、監査等委員でない取締役3名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役後藤豊氏は、株式会社ユイミュージック代表取締役、株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント代表取締役社長及び一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団理事長であります。当社と株式会社ユイミュージック、株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント及び一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）キャスリンH. コネリー氏は、株式会社テックスエージェンシー代表取締役であります。当社と株式会社テックスエージェンシーとの間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）永田友純氏は、株式会社ホットスタッフ・プロモーション 代表取締役、学校法人片柳学園理事会・評議員会理事、株式会社スマッシュ取締役副社長であります。当社と株式会社ホットスタッフ・プロモーション、学校法人片柳学園理事会・評議員会、株式会社スマッシュとの間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）沖一雄氏は、東京大学生産技術研究所特任教授、京都先端科学大学工学部教授であります。当社と東京大学生産技術研究所と京都先端科学大学との間には特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ、社外取締役の主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	後 藤 豊	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 主に会社経営者の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にコンテンツ事業及び電子チケット事業について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	キャスリン H. コネリー	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会17回のうち全てに出席いたしました。 会社経営者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、公正性を図る目的として、これまでの経験・見地から必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	永 田 友 純	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。 会社経営者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	沖 一 雄	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会17回のうち全てに出席いたしました。 大学教授としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重点施策の一つと認識しております。株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性向上を実現するための内部留保資金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としております。また、配当性向は40%から50%を目標としております。

この方針に基づき、2026年3月期の期末配当金は、2026年6月5日開催の取締役会決議により、1株当たり20円00銭とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,883	流動負債	20,479
現金及び預金	16,383	買掛金	9,145
売掛金	3,598	未払金	725
商品	24	未払法人税等	965
仕掛品	0	預り金	697
貯蔵品	41	契約負債	7,975
前払金	653	賞与引当金	177
前払費用	2,527	役員賞与引当金	379
未収入金	951	その他	412
その他	703	固定負債	193
貸倒引当金	△0	資産除去債務	125
固定資産	6,733	株式報酬引当金	34
有形固定資産	1,255	繰延税金負債	23
建物	1,001	その他	10
車両運搬具	25	負債合計	20,672
工具、器具及び備品	52	(純資産の部)	
船舶	0	株主資本	9,678
土地	176	資本金	317
無形固定資産	344	資本剰余金	3,846
顧客関連資産	77	利益剰余金	7,283
ソフトウェア	169	自己株式	△1,768
その他	97	その他の包括利益累計額	△289
投資その他の資産	5,133	その他有価証券評価差額金	△291
投資有価証券	3,627	為替換算調整勘定	1
長期貸付金	96	非支配株主持分	1,554
繰延税金資産	953	純資産合計	10,944
その他	507		
貸倒引当金	△50		
資産合計	31,617	負債及び純資産合計	31,617

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		31,715
売 上 原 価		22,846
売 上 総 利 益		8,869
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,866
営 業 利 益		5,003
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	119	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	48	
為 替 差 益	179	
受 取 賃 貸 料	51	
受 取 手 数 料	10	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1	
そ の 他	24	434
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	5	5
経 常 利 益		5,432
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11	11
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 償 還 損	426	426
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,016
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,774	
法 人 税 等 調 整 額	△134	1,640
当 期 純 利 益		3,376
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		407
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,969

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,022	流動負債	5,223
現金及び預金	2,242	買掛金	93
売掛金	403	短期借入金	4,800
前払金	653	未払金	171
前払費用	83	未払消費税	19
未収入金	54	未払費用	33
その他	597	未払法人税等	41
貸倒引当金	△11	前受金	14
固定資産	8,607	預り金	7
有形固定資産	1,168	役員賞与引当金	38
建物	948	その他	5
車両運搬具	21	固定負債	351
工具、器具及び備品	22	長期預り敷金保証金	230
船舶	0	資産除去債務	86
土地	176	株式報酬引当金	34
投資その他の資産	7,439	負債合計	5,574
投資有価証券	3,527	(純資産の部)	
関係会社株式	2,990	株主資本	7,347
長期貸付金	96	資本金	317
関係会社長期貸付金	639	資本剰余金	3,792
敷金	409	資本準備金	1,858
繰延税金資産	84	その他資本剰余金	1,933
その他	50	利益剰余金	5,006
貸倒引当金	△359	その他利益剰余金	5,006
資産合計	12,630	繰越利益剰余金	5,006
		自己株式	△1,768
		評価・換算差額等	△291
		その他有価証券評価差額金	△291
		純資産合計	7,055
		負債及び純資産合計	12,630

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		518
営 業 収 益		3,317
売 上 高 及 び 営 業 収 益 合 計		3,835
売 上 原 価		147
売 上 総 利 益		3,687
営 業 費 用		903
営 業 費 用 合 計		903
営 業 利 益		2,784
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	101	
受 取 配 当 金	16	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	48	
為 替 差 益	174	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	39	
受 取 賃 貸 料	51	
そ の 他	4	437
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	61	
支 払 手 数 料	1	62
経 常 利 益		3,158
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
関 係 会 社 清 算 益	109	111
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 償 還 損	426	426
税 引 前 当 期 純 利 益		2,843
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	98	
法 人 税 等 調 整 額	△15	82
当 期 純 利 益		2,760

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

株式会社エムアップホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸	山	高	雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲	斐	靖	裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エムアップホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムアップホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

株式会社エムアップホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸 山 高 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲 斐 靖 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムアップホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2026年5月29日

株式会社エムアップホールディングス
監査等委員会

常勤監査等委員（監査等委員長）	キャスリンH. コネリー ㊟
監査等委員	永田友純 ㊟
監査等委員	沖一雄 ㊟

(注) 監査等委員キャスリンH. コネリー、永田友純及び沖一雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役として3名の選任をお願いいたく存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	み と う こういちろう 美 藤 宏 一 郎 (1958年8月12日)	1984年2月 ビクター音楽産業株式会社(現株式会社JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント)入社 1990年8月 東芝イーエムアイ株式会社(現ユニバーサルミュージック合同会社)入社 1997年6月 株式会社ボーダレス・コネクション(現株式会社アンリミテッドグループ)入社 1998年7月 株式会社ヘッドワックスオーガナイゼーション 取締役社長 2003年8月 株式会社アンリミテッドグループ 取締役 2004年12月 当社設立、取締役 2005年10月 当社代表取締役(現任) 2015年9月 東京工科大学メディア学部 A.C.P.C. 寄附講座「メディア特別講義II」講師(現任) 2023年4月 大阪音楽大学 客員教授(現任)	8,606,600株
2	ふじ いけ とし き 藤 池 季 樹 (1964年6月24日)	1992年9月 A S T リサーチジャパン株式会社入社 1996年3月 アキア株式会社入社 1998年4月 日本サイテックス株式会社入社 2001年1月 株式会社コマースセンター入社 2004年12月 株式会社アプリックス入社 2007年7月 当社入社 経理部長 2007年8月 当社取締役経理部長 2009年10月 当社取締役管理担当(現任)	912,800株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ごとう ゆたか 後藤 豊 (1949年3月28日)	1972年4月 株式会社ユイ音楽出版設立、代表取締役 1972年5月 株式会社ユイ音楽工房設立、代表取締役 1975年6月 株式会社フォーライフレコード設立、代表取締役副社長 1982年6月 株式会社フォーライフレコード代表取締役社長 1985年3月 社団法人日本レコード協会理事 1986年10月 社団法人音楽制作者連盟設立、理事長 1993年3月 財団法人音楽産業・文化振興財団(現一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団)設立、副理事長 2001年10月 株式会社ユイミュージック代表取締役(現任) 2001年11月 株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント代表取締役社長(現任) 2013年4月 一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団理事長(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 後藤豊氏は社外取締役候補者であります。
3. 美藤宏一郎氏は、当社の創業者並びに代表取締役として当社経営を担っており、経営全般における豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社及び当社グループの企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
4. 藤池季樹氏は、経営管理部門における豊富な経験と知見を有しており、当社及び当社グループの管理部門における責任者として持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
5. 後藤豊氏は、レコード会社等の代表取締役として長年にわたり経営に携わるとともに、音楽やその制作者、権利者のための業界団体での活動統括に携わるなど、音楽業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社及び当社グループの経営に対しても適切な役割を果たすことを期待していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は後藤豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定です。
7. 後藤豊氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって7年であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ながともずみ 永田友純 (1955年7月26日)	1973年9月 株式会社グラス入社 1975年9月 株式会社アイエスブランニングセンター (現 株式会社アイエス) 入社 1978年8月 株式会社ホットスタッフ・プロモーション 設立 代表取締役 (現任) 2000年6月 社団法人全国コンサートツアー事業者協会 (現 一般社団法人コンサートプロモーターズ協会) 会長 2019年4月 学校法人片柳学園 理事会・評議員会 理事 (現任) 2023年10月 株式会社スマッシュ 取締役副社長 (現任) 2024年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株
2 (新任)	きしひろゆき 岸博幸 (1962年9月1日)	1986年4月 通商産業省入省 (現 経済産業省) 2001年9月 経済財政政策担当大臣補佐官 2005年9月 総務大臣秘書官 2006年6月 慶應義塾大学DMC統合研究機構助教授 2007年6月 エイベックスグループホールディングス 株式会社 取締役 2008年4月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研 究科教授 (現任) 2011年6月 株式会社メイテック社外取締役 2020年7月 内閣官房参与	一株
3	キャスリン H. コネリー (1957年8月12日)	1979年4月 株式会社SMSレコード入社 1984年4月 株式会社テックスエージェンシー設立、 代表取締役就任 (現任) 2022年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 永田友純氏、岸博幸氏及びキャスリンH.コネリー氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 永田友純氏は、エンタテインメント業界において、長年にわたる経営者としての豊富な経験と高い識見を有しており、当社グループの持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るため、特にダイバーシティ推進の観点から、グローバルな視点に基づき当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただくことを期待していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. キャスリンH.コネリー氏は、エンタテインメント業界におけるマネジメント経験を持ち、サステナビリティに関する深い知見や実務経験に基づく助言を行っていただくことを期待して

いることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 岸博幸氏は、経済産業省等の行政分野における長年の経験と高い専門性を有するほか、大学院教授としてメディア・コンテンツ分野の先端研究に携わってまいりました。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、同氏の持つ行政、学術、およびエンタテインメント業界における多角的かつ高度な知見は、当社グループの成長戦略の推進において極めて有益であると判断いたしました。独立した客観的な立場から経営の監督と適切な助言をいただくことで、当社の取締役会の機能強化およびコーポレート・ガバナンス体制のさらなる向上に寄与していただくことを期待し、新たに社外取締役候補者といたしました。
6. 当社は、永田友純氏、キャスリンH. コネリー氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
7. 当社は、岸博幸氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
8. 永田友純氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって2年であり、キャスリンH. コネリー氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって4年であります。

【ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

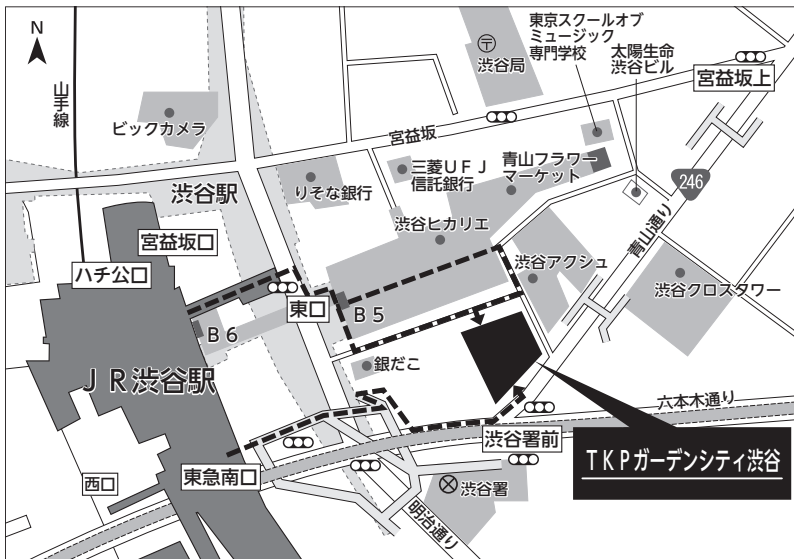
氏名	属性				当社が特に期待する知見・経験					
	取締役	監査等委員	独立性 (社外)	ジェンダー／国籍	企業経営・経営戦略	財務会計	人事人材育成	リスク管理	内部統制ガバナンス	サステナビリティESG
美藤 宏一郎	○				○		○	○	○	
藤池 季樹	○					○		○	○	○
後藤 豊	○		○		○	○		○	○	
キャスリン H. コネリー	○	○	○	○	○	○			○	○
永田 友純	○	○	○		○	○	○			○
岸 博幸	○	○	○				○	○		○

※各項目については、当社の事業特性や事業環境の変化に応じて適宜見直しを行ってまいります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル1階
TKPガーデンシティ渋谷
TEL : 03-4577-9253



交 通

- JR山手線 渋谷駅 東口 徒歩3分
- JR埼京線 渋谷駅 東口 徒歩3分
- JR湘南新宿ライン 渋谷駅 東口 徒歩3分
- 東京メトロ銀座線 渋谷駅 徒歩3分
- 東京メトロ半蔵門線 渋谷駅 B5番出口 徒歩3分
- 東京メトロ副都心線 渋谷駅 B5番出口 徒歩3分
- 東急東横線 渋谷駅 B5番出口 徒歩3分
- 東急田園都市線 渋谷駅 B5番出口 徒歩3分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。